

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の活用の促進に関し、国の責務、法務大臣による基本方針の策定、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定等について定めることにより、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図り、もって創造的かつ活力ある社会の発展に資することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義等

一 この法律において、次の1から4までに掲げる用語の意義は、当該1から4までに定めるところによることとする。 (第二条第一項関係)

1 民事裁判情報 民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録に記録されている事項に係る情報をいう。

(1) 電子判決書 (民事訴訟法 (平成八年法律第百九号) 第二百五十二条第一項に規定する電子判決書

をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）

(2) 民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書（同法第六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）

(3) 電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）であつて、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

2 保有民事裁判情報 第六の一に規定する指定法人が第七の一の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であつて、当該指定法人が保有しているものをいう。

3 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人（当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下同じ。）の氏名、生年月日その他の特定の個人

を識別することができることとなる情報及び個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）の全部又は一部を削除する措置（当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

4 民事裁判関連情報 民事裁判情報に関連する情報であつて、当該民事裁判情報に係る裁判について上訴があつた旨その他の民事裁判情報の活用の促進に資するものとして法務省令で定めるものをいう。

二 法務大臣は、一の1(3)又は4の法務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならないものとする。こと。（第二条第二項関係）

第三 国の責務

一 政府は、この法律の目的を達成するため、民事裁判情報の活用の促進のための施策を策定し、及び実施するとともに、最高裁判所その他の関係者と協力して、当該施策の適切な実施に必要な措置を講ずる

よう努めるものとする。 (第三条第一項関係)

二 最高裁判所は、民事裁判情報の活用の促進を図るため、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 (第三条第二項関係)

第四 基本方針

一 法務大臣は、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針 (以下「基本方針」という。) を定めなければならないものとする。 (第四条第一項関係)

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (第四条第二項関係)

1 民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項

2 民事裁判情報の活用の促進のための施策に関する基本的な事項

3 保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項

4 1から3までに掲げるもののほか、民事裁判情報の活用の促進に関する重要事項

三 法務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならないものとする。 (第四条第三項関係)

第五 指定

法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第六の一1から4までの業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることその他所定の要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、民事裁判情報管理提供業務を行う者として指定することができるとすること。（第五条第一項関係）

第六 業務

一 第五の指定を受けた者（以下「指定法人」という。）は、この法律及び第八に規定する規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。こと。（第六条第一項関係）

1 広く一般の需要に応ずるに足りる仮名加工民事裁判情報に係るデータベースを整備するため、保有民事裁判情報を整理し、及び加工して仮名加工民事裁判情報を作成すること。

2 仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対し、仮名加工民事裁判情報を電磁的方法により提供すること。

3 保有民事裁判情報、第二の一3に規定する措置によって保有民事裁判情報から削除した情報、第三の一の規定により行った加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び第七の二に規定する収集整理した民事裁判関連情報（以下「保有民事裁判情報等」という。）を管理すること。

4 1から3までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務のほか、仮名加工民事裁判情報及び第七の二に規定する収集整理した民事裁判関連情報を利用して司法制度の充実に資する調査及び研究の業務を行うことができるものとする。 （第六条第二項関係）

第七 情報提供の求め等

一 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二の一1(1)から(3)までに掲げる電磁的記録（民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができるものとする。

（第七条第一項関係）

二 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、民事裁判関連情報を収集整理し、及び仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対して、当該収集整理した民事裁判関連情報を提供しよう努めるものとする。こと。（第七条第二項関係）

第八 業務規程

指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程を定め、法務大臣の認可を受けなければならないものとする。こと。（第八条第一項関係）

第九 事業計画等

一 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、法務大臣の認可を受けなければならないものとする。こと。（第九条第一項関係）

二 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならないものとする。こと。（第九条第二項関係）

第十 契約の締結及び解除

一 指定法人は、仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（以下「情報提供契約」という。）の申

込者がその申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならないものとする。こと。（第十条第一項関係）

二 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならないものとする。こと。（第十条第二項関係）

第十一 業務の休廃止

一 指定法人は、法務大臣の許可を受けなければ、民事裁判情報管理提供業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならないものとする。こと。（第十一条第一項関係）

二 法務大臣が一の規定により民事裁判情報管理提供業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失うものとする。こと。（第十一条第二項関係）

第十二 保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止

指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならないものとする。こと。（第十二条関係）

第十三 仮名加工民事裁判情報の作成等

一 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならないものとする。こと。（第十三条第一項関係）

二 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工民事裁判情報の作成に用いられた保有民事裁判情報に係る特定の個人を識別するために、当該仮名加工民事裁判情報を他の情報と照合してはならないものとする。こと。（第十三条第二項関係）

第十四 委託

一 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができるものとする。こと。（第十四条第一項関係）

二 一の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができるものとする。こと。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならないものとする。こと。（第十四条第

二項関係）

三 第十二の規定は、一若しくは二の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用するものとする。 （第十四条第三項関係）

第十五 帳簿の備付け等

指定法人は、法務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、民事裁判情報管理提供業務に関する事項で法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならないものとする。

（第十五条関係）

第十六 監督命令

法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。 （第十六条関係）

第十七 報告及び検査

法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、指定

法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。 (第十七条第一項関係)

第十八 指定の取消し等

法務大臣は、指定法人が民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき、その他所定の事由に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。 (第十八条第一項関係)

第十九 法務省令への委任

この法律に定めるもののほか、民事裁判情報管理提供業務に関し必要な事項は、法務省令で定めるものとする。 (第十九条関係)

第二十 罰則

罰則について、所要の規定を設けること。 (第二十条及び第二十一条関係)

第二十一 附則

一 この法律の施行期日等について定めること。（附則第一条から第三条まで及び第五条関係）

二 関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第四条関係）